

I 学生健康保険とその利用方法

1 学生健康保険互助組合とは

1964年（昭和39年）4月に創設された学生健康保険組合（学生健保）は、本学に在学する全学生の「相互扶助の精神」に基づき、万一の病気やケガによる学生の経済的負担を軽減するために、一定額の給付を行い、相互に救済することを目的とする“互助組織”として発足しました。2011年4月1日に名称を『学生健康保険互助組合』に改正しました。

2 組合員について

本学に在籍する学部、大学院の全学生が入学と同時に組合員となります。休学期間中も組合員としての資格はありますが、卒業・退学・除籍等で本学の学生でなくなったときは、その翌日から資格を失います。

※卒業後に協定医療機関を利用した場合は、自己負担になりますのでご注意ください。

3 組合費について

年間組合費3,000円（保険料2,600円＋管理費400円）は、毎年学費とともに納入します。

4 組合員証について

組合員証は「学生証」が兼用され、組合員証番号は学生番号と同一です。

組合員証の有効期間は、入学日（4月入学者：4月1日、9月入学者：9月20日）から卒業日（3月卒業者：3月26日、9月卒業者：9月19日）までです。

※法務研究科の3月修了者は、修了日の3月18日まで有効です。

※組合員証（学生証）裏面の有効期限シールで在籍を確認しますので、必ず更新してください。有効期限内でない場合は給付対象外となりますのでご注意ください。

5 利用できる医療機関

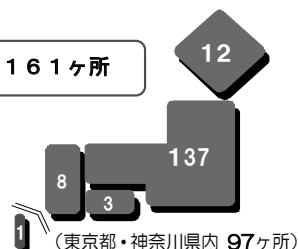
(1) 協定医療機関

本学の各キャンパス、全国主要都市の医療機関と特別に医療契約を結び、学生健保の協定医療機関として、組合員の疾病治療をお願いしています。

協定医療機関以外では、学生健保は利用できません（ただし、入院する場合を除く⇒P5参照）。

※協定医療機関の情報に変更等があった場合は大学ホームページ（学生健保ニュース）でお知らせします。

全国161ヶ所



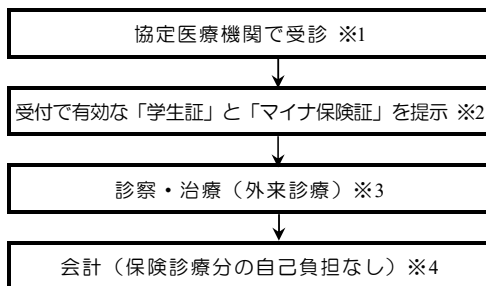
(2) 学内診療所

4キャンパスに診療所があります（⇒P7～10参照）。

6 利用方法

(1) 協定医療機関

受付に有効な学生証とマイナ保険証を提示すれば、「外来診療」の医療費（保険診療のうちの自己負担分。下図参照）は組合員に代わり、学生健保が直接医療機関に支払うため、組合員の自己負担はありません。



※1 受診に際しては予約が必要な医療機関がありますのでご注意ください。

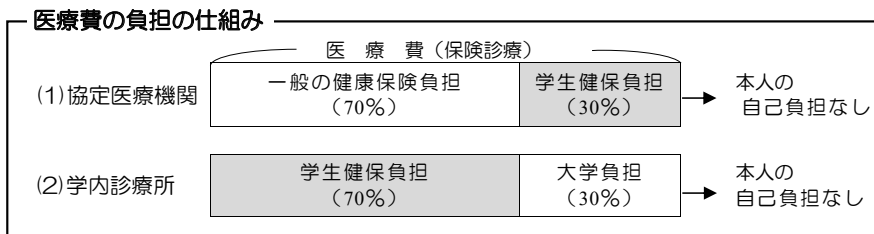
※2 受診当日に有効な学生証・マイナ保険証（有効期限内の健康保険証、資格確認書含む）のいずれか一方でも提示できない場合は、学生健保の適用対象外となります。

※3 「外来診療」に限ります。入院分は退院後に申請することで一部給付が受けられます（P5参照）。

※4 調剤薬局で院外処方される薬（内服薬・外用薬・注射薬等すべて）にかかる費用は自己負担です。

(2) 学内診療所

学内にある4キャンパスの診療所は、有効な「学生証」を窓口に提示することで、自己負担なく受診できます（下図参照）。



7 給付の対象

協定医療機関の全診療科目（外来の保険診療）が対象です。

※入院については協定医療機関か否かに関わらず、退院後の申請により保険診療の自己負担分の一部を給付します（⇒P5参照）。

8 給付対象外

1. 協定医療機関に有効な学生証・マイナ保険証（有効期限内の健康保険証、資格確認書含む）を提示しない受診し、すでに支払いが済んだ医療費
2. 医師の紹介状なしで 200 床以上の医療機関を利用した場合の初診時の保険外併用療養費※
3. 時間外（外来診療時間外・休日・深夜）に医療機関を受診し、緊急性を認められなかった場合の時間外選定療養費
4. 健康診断・人間ドック・予防接種
5. 診断書等の各種文書料
6. 入院時の食事療養費、その他差額ベッド代等自己負担となる費用
7. 自費扱いの PCR ・ 抗原 ・ 抗体検査
8. 美容を目的とした形成・整形手術、インプラント、歯科矯正、ホワイトニング等
9. 交通事故によるケガ
10. 故意の事故、けんか、酒酔い等によるケガおよび疾病
11. 正常な妊娠、分娩にかかる診療
12. 公費で治療を受けたとき（自己負担分を除く）
13. 海外でのケガおよび疾病
14. 労災の対象となるアルバイト中のケガなど
15. その他、自由診療に該当するもの

※初診時の「保険外併用療養費」（医療機関により「選定療養費」の名称）について

200 床以上の大病院では、「医師の紹介状なし」で受診した場合、「保険外併用療養費」が発生する場合があります。この料金は給付対象外ですので、全額自己負担となります。金額は医療機関ごとに異なりますので、協定医療機関案内の備考欄で確認してください。

また、その医療機関の初診から未受診期間が「一定期間」を超えると紹介状が必要となり、紹介状がない場合は再度「保険外併用療養費」が発生します。この「一定期間」は医療機関ごとに異なるので、詳細は各医療機関にご確認ください。

※調剤薬局で院外処方される薬（内服薬・外用薬・注射薬等すべて）にかかる費用は自己負担です。

9 申請による給付について

以下の給付制度があります。申請は各キャンパス学生支援事務室・中野教育研究支援事務室で受け付けます。

給付の種類	対象	申請期限	給付額	必要書類
特別入院給付金	医療機関（協定・非協定にかかわらず）に入院した場合	退院後 <u>6ヶ月以内</u>	保険診療の自己負担分 ※100円未満切り捨て ※月額上限8万円	○ 特別入院給付申請書 ○ 明細式領収書コピー ○ 通帳またはキャッシュカードのコピー ○ 振込口座届
出産祝金	組合員またはその配偶者の出産	出産または退院後 <u>6ヶ月以内</u>	1万円 ※子の人数にかかわらず	○ 出産祝金申請書 ○ 母子手帳の出生届済証明コピー ○ 明細式領収書コピー ○ 通帳またはキャッシュカードのコピー ○ 振込口座届
コルセット給付金	医師の指示により治療用装具を作成した場合（外部業者が作成したもの。コルセットに限らない。）	装具着用または退院後 <u>6ヶ月以内</u>	自己負担の3割 ※100円未満切り捨て	○ コルセット給付申請書 ○ 医師の指示書コピー ○ 治療用装具代金の明細式領収書コピー ○ 通帳またはキャッシュカードのコピー ○ 振込口座届
弔慰金	組合員の死亡	——	2万円	○ 弔慰金申請書 （組合員の所属事務室が申請手続きをします。）

注意事項

- 特別入院給付金について
 - ・ 月をまたいで入院した場合は、申請書は1枚にまとめ、領収書は月ごとに提出してください。
 - ・ 領収書の内容をもとに給付額を算出しますので、濃くコピーをとってください。
 - ・ **2025年3月末日までの入院については、月額上限5万円となります。**
- 卒業年次生は、卒業日までに申請してください（3月26日または9月19日）。
※法務研究科の3月修了者は、修了日の3月18日までに申請してください。
- 各種申請書・振込口座届は各キャンパス学生支援事務室・中野教育研究支援事務室で配付しており、所属キャンパス以外でも申請を受け付けます。
- 申請書は大学ホームページからも印刷できます。
明治大学TOP>学生生活>健康管理・保健>学生健康保険互助組合>
申請による給付
- 申請書に必要事項を記入のうえ、各キャンパス学生支援事務室・中野教育研究支援事務室へご提出ください。窓口での提出が難しい場合には、郵送による申請も受け付けます。
- 給付額決定通知は特に行いません。給付金振込をもって通知に代えさせていただきます。

「申請による給付」
案内はこちら↓



10 学生保険委員会について

明治大学学生保険委員会は、1964年に、全学生の「相互扶助の精神」に基づき創設された、明治大学学生健康保険互助組合の組合員（全学生）を代表する機関です。“明治大学生の健康増進”を目標に、活動の一環として、医療給付の周知、予防給付の企画・運営、健康に関する広報誌の発行など実施しています（下記参照）。2025年度も保険委員を募集します。詳細は、Oh-olMeiji等でお知らせします。

募集対象: 全学生（学部・大学院）
活動場所: 学内（4キャンパス）
活動日: 委員で相談して決定
部 室: 【駿河台】10号館214
【和 泉】第二学生会館 2308
【生 田】部室センター424
問い合わせ: meiji-kenpo@hotmail.com



@kenpomelii



学生保険委員会 HP

予防給付活動として、一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、いっそうの健康増進をはかるために、次のような活動を計画しています。

《過年度活動実績》

- 100円朝食/昼食・無料ランチ（全キャンパス）
- 明大祭企画（和泉キャンパス）
- 風邪・感染症予防キャンペーン（全キャンパス）
- 広報誌（M-KENPO）発行（年2回）等

☆保険委員会では“健康”をテーマにした企画の提案に興味がある学生を大募集します。

☆過年度の企画にとらわれず、新しい企画を実施することも可能です。

11 事務取扱いについて

学生健康保険に関する事務は各キャンパス学生支援事務室・中野教育研究支援事務室で取り扱います。利用方法、手続き等について不明な点がございましたら遠慮なくお問い合わせください。また、「申請による給付」の申請書類配付・受け付けも行っています。

キャンパス （事務室）	平 日	土曜日
駿河台 （学生支援事務室）	9:30～16:30	9:30～12:00
和 泉 （和泉学生支援事務室）	9:00～11:30 12:30～16:30	9:00～12:00
生 田 （生田学生支援事務室）	9:00～11:30 12:30～16:30	9:00～12:00
中 野 （中野教育研究支援事務室）	9:00～11:30 12:30～17:00	9:00～12:00

※事務取扱時間に変更が生じる場合には、大学ホームページ等でお知らせします。